

消費者庁 御説明用資料



趣旨

- 第4期消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指し策定(対象期間は、令和2～6年度)
- 地方の自主性・自立性が十分発揮されることに留意しつつ、地方消費者行政の充実・強化のための交付金等を通じて、地方における計画的・安定的な取組を支援
- 毎年度、進捗状況の検証・評価を行うなど、PDCAによる進捗管理を徹底

政策目標

都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

< 政策目標1 > 消費生活相談体制の強化

【消費生活センターの設置促進】

- 1 - 1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上

< 政策目標2 > 消費生活相談の質の向上

【消費生活相談員の配置・レベルアップの促進】

- 2 - 1 配置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上
- 2 - 2 相談員資格保有率75%以上
- 2 - 3 相談員の研修参加率100%(各年度)
- 2 - 4 指定消費生活相談員を配置(全都道府県)

< 政策目標3 > 消費者教育の推進等

【若年者の消費者教育の推進】

- 3 - 1 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全国での実践的な消費者教育の実施
- 3 - 2 若年者の消費者ホットライン188の認知度30%以上(全国)
- 3 - 3 若年者の消費生活センターの認知度75%以上(全国)

【地域における消費者教育推進体制の確保】

- 3 - 4 消費者教育コーディネーターの配置の推進(全都道府県、政令市)
- 3 - 5 消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定(都道府県内の政令市及び中核市の対応済みの割合50%以上)

- 3 - 6 講習等(出前講座を含む)の実施市区町村割合75%以上

【SDGsへの取組】

- 3 - 7 エシカル消費の推進(全都道府県、政令市)
- 3 - 8 消費者志向経営の普及・推進(全都道府県)
- 3 - 9 食品ロス削減の取組の推進(全都道府県、政令市)

< 政策目標4 > 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

【消費者安全確保地域協議会の設置】

- 4 - 1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上

【地域の見守り活動の充実】

- 4 - 2 地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上
- 4 - 3 見守り活動を通じた消費者被害の未然防止、拡大防止

< 政策目標5 > 特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実

< 政策目標6 > 法執行体制の充実(全都道府県)

< 政策目標7 > 地方における消費者政策推進のための体制強化

【地方版消費者基本計画】

- 7 - 1 地方版消費者基本計画の策定(全都道府県、政令市)

【消費者行政職員】

- 7 - 2 消費者行政職員の研修参加率80%以上(各年度)

地方消費者行政強化作戦2020 本文（一部抜粋）

（趣旨）

- 第2 強化作戦2020 の推進に当たり、消費者庁は、地方消費者行政が**自治事務**であることを踏まえ、地方公共団体の**自主性・自立性が十分に発揮されることに留意**するとともに、地方消費者行政の充実・強化のための交付金等を通じて、地方公共団体等による消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を支援する。

（目標）

- 第3 **消費者庁は**、地方消費者行政の充実・強化を通じて、消費者のより豊かで安全・安心な生活を実現するため、地方消費者行政の充実・強化のための交付金等を通じた当面の政策目標として、**都道府県ごとに以下の項目を達成することを目指し、地方公共団体等の取組を支援する。**

49 < 政策目標 7 > 地方における消費者政策推進のための体制強化

【地方版消費者基本計画】

7 - 1 地方版消費者基本計画の策定（全都道府県、政令市）

（各主体の役割と具体的取組）

- 第5 （前略）地方消費者行政の充実・強化を図るため、**都道府県、政令市を始めとする各地方公共団体において、国が策定する消費者基本計画等を参考に、地域版の消費者基本計画を策定し、計画的・安定的に取組を進めることが期待される。**（後略）

地方消費者行政強化作戦2020 本文については下記ページにて掲載

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/index.html#organization_roster

○消費者基本計画は、消費者基本法(平成16年6月施行)第9条に基づき、長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について、閣議決定するもの。現在は、令和2年度から6年度までの5ヵ年を対象。

地方消費者行政強化作戦2020では、地方公共団体は、国が策定する消費者基本計画等を参考に、地方版消費者基本計画を策定し、計画的・安定的に取組を進めることが期待される、とされている(地方消費者行政強化作戦2020<政策目標7>)。

○消費者教育の推進に関する基本的な方針は、消費者教育の推進に関する法律(平成24年12月13日施行)第9条に基づき、消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項等について閣議決定するもの。平成25年6月に策定後、平成30年3月に変更を行い、現在は、平成30年度から令和4年度までの5ヵ年を対象。

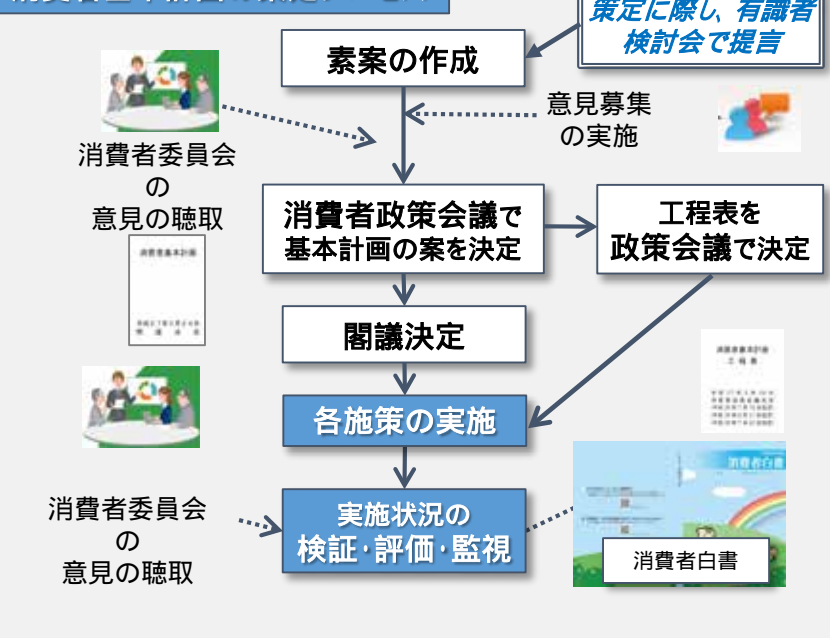
消費者教育推進計画は、同方針に基づき地方公共団体が策定に努めることとなっている(努力義務規定。同法第10条)。

○地方版消費者基本計画・消費者教育推進計画の対象期間については法令上特段規定されておらず、消費者基本計画や消費者教育の推進に関する基本的な方針と対象期間が一致しなくとも、各地域の実態を踏まえ、両計画を一本化する等、柔軟に策定・改定することが可能。

50

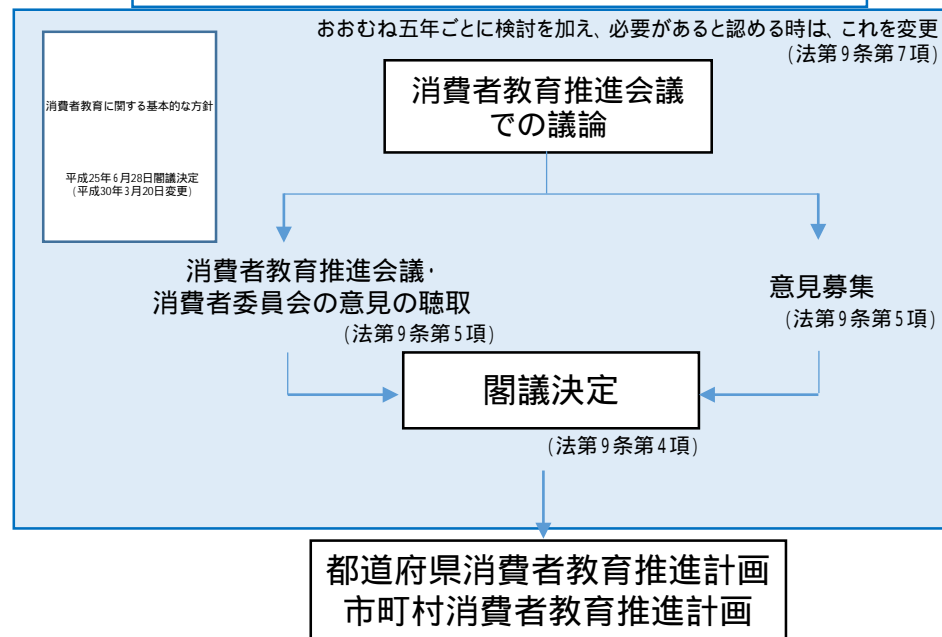
消費者基本計画に基づく施策の実施

消費者基本計画の策定プロセス



消費者教育の推進に関する基本的な方針

(対象期間:平成30年度～令和4年度)



都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画

基本方針を踏まえ、都道府県・市町村が策定(努力義務)(法第10条)

参考

- 地方消費者行政の財政基盤や推進体制は脆弱であるとの声も踏まえ、
 - 地方公共団体の自主財源に裏付けられた消費者行政予算の拡充による基礎体力の向上
 - 更なる地方消費者行政の充実・強化に向けて実施すべき国からの支援
- も見据え、今後の地方消費者行政の目指すべき姿を示した「地方消費者行政強化作戦2020」を策定。

策定に向けた視点

- 作戦の実行を通じて、「地域住民のより豊かで安全・安心な消費生活を実現する」ことを目指す。
- 住民自身がその効果を実感できる目標設定を行う。
- 各主体が、作戦の実行を「自分事」として捉え、連携して一体となって取り組むための共通の目標設定を行う。
- 定量的な目標だけでなく、実質面を評価した目標設定を行う。
- 国からの支援の在り方や作戦を実施するための財源確保も含め、目標達成の実効性を担保するための方策も検討。

「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況

- 多くの分野で一定の進捗が見られたが、目標の達成に至っていない分野も見られる。
(引き続き、取り組むべき課題)
 - < 政策目標2 > 消費生活相談体制の質の向上、< 政策目標5 > 消費者安全確保地域協議会の設置
進捗が不十分であり、その要因を把握し、引き続き取り組む。
 - < 政策目標3 > 適格消費者団体の空白地域の解消、< 政策目標4 > 消費者教育の推進
具体的な目標は達成したが、今後は実質的な取組に着目した目標を設定し、引き続き取り組む。

取り組むべき新たな課題

- SDGsの達成への貢献という新たな視点による取組
 - 「エシカル消費の推進」、「消費者志向経営の推進」、「食品ロス削減の推進」等
- 社会情勢の変化等を踏まえた新たな取組
 - 訪日・在日外国人の増加に対応した消費生活相談体制の整備、消費者ホットライン188の周知、SNSの活用による消費生活相談、消費者団体の活躍の場の提供・支援の実施

各主体の役割と具体的取組

(消費生活相談) 消費者の権利を守るための基礎的なサービス

- ・国及び国民生活センター …… 基盤強化(相談員育成、地方研修・オンデマンド研修の充実、PIO-NET配備の充実)
- ・都道府県 …… 市町村支援の充実(指定消費生活相談員、多言語・SNS対応)、広域連携の促進
- ・市町村 …… 満足度の高い相談の実施(研修への積極的な参加)、相談員の就業環境改善

(消費者教育) 消費者被害を防止し、自立した消費者を育成するための基幹業務

- ・国及び国民生活センター …… ソフト面の支援強化(教材・事例提供、ポータルサイトの充実)、SDGs推進への財政支援
- ・都道府県 …… 地域計画、協議会、コーディネーターを活用した全県的な消費者教育の推進
- ・市町村 …… 国・都道府県のソフト面の支援を活用した、積極的な消費者教育の実施
- ・消費者団体 …… 地域の消費者教育の担い手(地方公共団体と連携した出前講座の実施 等)

(地域の見守り活動) 高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るための重要な取組(関係機関との連携が重要)

- ・国及び国民生活センター …… 見守りの担い手育成(消費生活協力員、協力団体)、事例の提供
- ・都道府県 …… 市町村における協議会設置支援(福祉部局等と連携促進、情報提供)
- ・市町村 …… 地域の見守り活動の実施(協議会設置、消費生活協力員、協力団体の積極的活用)
- ・消費者団体 …… 地域の見守り活動の中心的役割(消費生活協力員、協力団体の育成に協力)

(その他の重要な取組)

- ・事業者への法執行、消費者志向経営の推進、地方消費者行政の推進に向けた計画の策定 等

強化作戦の推進方策

- 1 国・地方公共団体共に必要な財源が確保されるよう取り組む。
- 1 国は、財政支援策の検討を進めるとともに、キャラバンの継続的实施を通じて、地方公共団体に対して地方消費者行政及び自主財源確保の重要性を継続的に訴える。
- 1 国は、目標達成に向けて、地方公共団体の取組を促すための支援方策の拡充等を検討。
 - 〔 ・先進的な地域のモデル事業の実施
・地域における重層的な消費者行政推進体制の構築(消費生活相談員、消費生活協力員の育成等) 〕地方公共団体は、地方交付税措置も踏まえ、自主財源に裏付けられた財源の確保を含む消費者行政の充実のためのロードマップを描く。
- 1 毎年度進捗状況の把握・評価を行うとともに、必要に応じて作戦を改定。

地方消費者行政強化作戦2020の目標の設定

< 政策目標1 > 消費生活相談体制の強化

- u 消費生活センターの設置促進
 - ・県内人口カバー率90%以上(新)

< 政策目標2 > 消費生活相談の質の向上

- u 消費生活相談員
 - ・管内地方公共団体の50%以上に配置
 - ・資格保有率を75%以上に引上げ
 - ・研修参加率を100%に引上げ(各年度)
 - ・指定消費生活相談員を配置(都道府県)(新)

< 政策目標3 > 消費者教育の推進

- u 若年者の消費者教育の推進
 - ・消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全高校での授業実施(新)
 - ・若年者の消費者ホットライン188の認知度の向上(新)
 - ・若年者の消費生活センターの認知度の向上(新)
- u 地域における消費者教育推進体制の確保
 - ・消費者教育コーディネーターの配置(全都道府県、政令市)(新)
 - ・出前講座等の消費者教育の実施
- u SDGsへの取組
 - ・エシカル消費の推進(新) ・消費者志向経営の促進(新) ・食品ロス削減の推進(新)

< 政策目標4 > 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

- u 消費者安全確保地域協議会の設置
 - ・県内人口カバー率50%以上
- u 地域の見守り活動の充実
 - ・地域の見守り活動への消費生活協力員、協力団体の活用(新)
 - ・見守り活動を通じて実現した消費者被害の未然防止、拡大防止(新)

< 政策目標5 > 特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実(新)

< 政策目標6 > 法執行体制の充実(新)

< 政策目標7 > 地方における消費者政策推進のための体制強化(新)

- ・地方版消費者基本計画の策定及び計画の実施(全都道府県)(新)
- ・消費者行政職員の研修参加率80%以上(新)

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 阿部 美雪 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事 |
| 国府 泰道 | 弁護士 |
| 小西 砂千夫 | 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 |
| 小林 真一郎 | 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局次長 |
| 生水 裕美 | 滋賀県野洲市市民部市民生活相談課長 |
| 55 永沢 裕美子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事 |
| 古川 浩 | 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課長 |

(オブザーバー)

- | | |
|-------|----------------------|
| 青木 正典 | 独立行政法人国民生活センター教育研修部長 |
|-------|----------------------|